

Green Site License パートナー契約約款条項

第1条(目的)

- 1.RAUL 株式会社(以下「甲」という)は、Green Site License パートナー契約(以下「本契約」)について、Green Site License パートナー契約約款条項(以下「本約款」という)により取り扱います。
- 2.GSLパートナー(以下「乙」)は、本約款にしたがって本販売活動実施に係る利用契約について本契約の適用を受けることができます。

第2条(GSLパートナー登録申込み)

Green Site License のパートナーとしての登録を受けようとする企業は、本約款に同意の上、「Green Site License パートナー申込書」(以下「申込書」という)の全ての項目を漏れなく入力した上、甲指定の申込手続きを行って頂きます。

第3条(登録申込みの承諾を行わない場合)

- 1.甲は、次の各号に挙げるいずれかの事由がある時は、乙の申込に際して承諾を行わないことがあります。
 - (1)乙が本約款に違背して本契約を利用することが明らかに予想される場合
 - (3)乙が本契約の申込に際して甲に対し虚偽の事実を申告した場合
 - (4)乙が反社会的な団体である場合または、乙希望企業が反社会的構成員であった場合
 - (5)甲が業務遂行の上で、支障がある場合または、支障の生じる恐れがある場合
- 2.第1項の場合には、甲は承諾を行わない旨を申込者に通知いたしません。

第4条(再委託および二重委託の禁止)

1. 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはなりません。
2. 乙は、他の乙等から本契約を重ねて受託してはなりません。

第5条(本約款の変更)

甲は乙の同意を要せず、本約款を改定することがあります。本約款が改定された場合には、直ちに改定後の規定条項が適用され、乙はこれらにつき何ら異議申立てをしないものとします。

第6条(契約解除)

1. 乙について次の各号に該当する事由が生じたときは、甲は、乙に対し何らかの通知、催告等を要することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1)重大な契約違反または背信行為があった場合
 - (2)本約款に違反し、甲が是正のための相当な期間を設けた催告をしたにもかかわらず、当該違反が是正されない場合
 - (3)差押、仮差押もしくは仮処分の命令、通知が発送され、または競売、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

- (4)財務状態の悪化またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じた場合
- (5)営業の廃止、解散等の決議をした場合
- (6)本契約の申込、適用申請等について、甲に対し虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (7)甲の営業活動を妨害するような行為を行った場合
- (8)甲の名誉または信用を傷つける行為を行った場合
- (9)甲に不利益を及ぼす行為を行った場合
- (10)法令または公序良俗に違反する行為を行った場合

第7条(秘密の保持)

乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行に際して知り得た甲の販売上、技術上その他の業務上の情報を第三者に開示し、または本契約の履行の目的以外に使用してはなりません。

第8条(商標等)

1. 乙は、甲の商標、商号または標章等(以下「甲の商標等」という)が甲の排他的権利であることを理解し甲の商標等を使用してはなりません。
2. 乙は、甲の商標等を毀損し、またはその恐れのある行為を一切行ってはなりません。
- 3.本約款は、乙による甲の商標等の使用について明示黙示を問わず承諾するものではありません。但し、乙は、本契約実施および本サービスの提供にあたり、甲の乙である旨を表示することができるものとします。

第9条(パートナー情報等の通知)

1. 乙は、その商号もしくは氏名、担当者名、所在地もしくは住所、電話番号、電子メールアドレス、金融機関口座等、乙としての登録にあたり甲に申告した情報に変更があった場合、または合併、会社分割、事業譲渡等があった場合には、甲に対し直ちにその旨を届けなければなりません。
- 2.甲は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が前項の通知を怠ったことにより被った損害について一切責任を負いません。

第10条(権利義務の譲渡禁止)

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本約款基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはなりません。

第11条(有効期間)

- 1.本契約は、締結日より1年間有効とします。有効期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙からの書面による別段の意思表示のない限り、本契約の有効期間は同一条件にてさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2.本約款の終了後も、第3条、第10条、第11条の規定は、なお有効に存続するものとします。

第12条(キャッシュバック)

1.甲は、乙の媒介によって甲とサービス利用者との間においてサービス利用契約が成立した後、甲が定めた一定の期間ごとに、乙に対してサービス成立後のキャッシュバックを支払います。キャッシュバックの金額及び支払い時期、方法については、別途甲が定めます。

2.サービス利用者が契約を更新しサービス契約が成立した場合も、甲は乙に対し、キャッシュバックを支払います。

第13条(キャッシュバックの金額の変更等)

1.サービス利用料金の金額について改定が行われた場合、その他甲が別に定める事由の生じた場合には、甲はキャッシュバックの金額及び支払い時期、方法について告知あるいは事前通知し、変更することができます。

2.甲が新たにサービスプランを設ける場合には、そのサービスプランについて乙に支払うべき、キャッシュバックの金額をあわせて定めます。

第14条(費用の負担)

パートナー業務を行うために必要な費用は、乙が負担します。

第15条(準拠法及び管轄合意)

1.本約款の成立、効力、その履行及び各条項の解釈に関しては、日本法を適用するものとする。

2.本約款に関する訴訟については、訴額に応じて東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を以て第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

【平成21年3月16日に制定】

【平成21年11月6日に改定】

【平成22年3月12日に改定】

この利用規約は、平成22年3月12日から実施します。